

(その1)



収 支 報 告 書

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

- (ふりがな)
- 1 政治団体の名称
政治資金規正法第18条第1項
政治資金規正法第18条第2項
政治資金規正法第18条第3項
政治資金規正法第18条第4項
政治資金規正法第18条第5項
政治資金規正法第18条第6項
政治資金規正法第18条第7項
政治資金規正法第18条第8項
政治資金規正法第18条第9項
政治資金規正法第18条第10項
政治資金規正法第18条第11項
政治資金規正法第18条第12項
政治資金規正法第18条第13項
政治資金規正法第18条第14項
政治資金規正法第18条第15項
政治資金規正法第18条第16項
政治資金規正法第18条第17項
政治資金規正法第18条第18項
政治資金規正法第18条第19項
政治資金規正法第18条第20項
政治資金規正法第18条第21項
政治資金規正法第18条第22項
政治資金規正法第18条第23項
政治資金規正法第18条第24項
政治資金規正法第18条第25項
政治資金規正法第18条第26項
政治資金規正法第18条第27項
政治資金規正法第18条第28項
政治資金規正法第18条第29項
政治資金規正法第18条第30項
政治資金規正法第18条第31項
政治資金規正法第18条第32項
政治資金規正法第18条第33項
政治資金規正法第18条第34項
政治資金規正法第18条第35項
政治資金規正法第18条第36項
政治資金規正法第18条第37項
政治資金規正法第18条第38項
政治資金規正法第18条第39項
政治資金規正法第18条第40項
政治資金規正法第18条第41項
政治資金規正法第18条第42項
政治資金規正法第18条第43項
政治資金規正法第18条第44項
政治資金規正法第18条第45項
政治資金規正法第18条第46項
政治資金規正法第18条第47項
政治資金規正法第18条第48項
政治資金規正法第18条第49項
政治資金規正法第18条第50項
政治資金規正法第18条第51項
政治資金規正法第18条第52項
政治資金規正法第18条第53項
政治資金規正法第18条第54項
政治資金規正法第18条第55項
政治資金規正法第18条第56項
政治資金規正法第18条第57項
政治資金規正法第18条第58項
政治資金規正法第18条第59項
政治資金規正法第18条第60項
政治資金規正法第18条第61項
政治資金規正法第18条第62項
政治資金規正法第18条第63項
政治資金規正法第18条第64項
政治資金規正法第18条第65項
政治資金規正法第18条第66項
政治資金規正法第18条第67項
政治資金規正法第18条第68項
政治資金規正法第18条第69項
政治資金規正法第18条第70項
政治資金規正法第18条第71項
政治資金規正法第18条第72項
政治資金規正法第18条第73項
政治資金規正法第18条第74項
政治資金規正法第18条第75項
政治資金規正法第18条第76項
政治資金規正法第18条第77項
政治資金規正法第18条第78項
政治資金規正法第18条第79項
政治資金規正法第18条第80項
政治資金規正法第18条第81項
政治資金規正法第18条第82項
政治資金規正法第18条第83項
政治資金規正法第18条第84項
政治資金規正法第18条第85項
政治資金規正法第18条第86項
政治資金規正法第18条第87項
政治資金規正法第18条第88項
政治資金規正法第18条第89項
政治資金規正法第18条第90項
政治資金規正法第18条第91項
政治資金規正法第18条第92項
政治資金規正法第18条第93項
政治資金規正法第18条第94項
政治資金規正法第18条第95項
政治資金規正法第18条第96項
政治資金規正法第18条第97項
政治資金規正法第18条第98項
政治資金規正法第18条第99項
政治資金規正法第18条第100項
- 2 主たる事務所の所在地
吉野川上村柏木154
- 3 代表者の氏名
山 晋司
- 4 会計責任者の氏名
山 晋司
- 事務担当者の氏名
山 晋司
- (電話) 090-6969-3989

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		十 億		百 万		千		円
(前年からの繰越額)						49	700	
(本年の収入額)								0
支 出 総 額								0
翌年への繰越額						49	700	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額		十 億		百 万		千		円
員 数								0

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		十 億		百 万	千 円
(うち 特 定 寄 附)					0
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					0
[寄 附 の う ち 寄 附 の] [あ っ せ ん に よ る も の]					0
イ 政 党 匿 名 寄 附					0
合 計 (ア + イ)					0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通預金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 6 月 30 日

政治団体の名称 進しんじを育てる会

会計責任者の氏名 進晋司

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。